

和歌山県就職氷河期世代正規雇用促進助成金交付要綱

第1 趣旨

知事は、就職氷河期世代の安定的な雇用及び職場定着を促進するため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「省令」という。）第109条に規定する特定求職者雇用開発助成金のうち同第110条第1項に規定する就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金（省令第109条及び第110条並びに附則第15条の5の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金のうち成長分野等人材確保・育成コース助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金の要件に該当した場合に限る。）を含む。）（以下「氷河期コース助成金」という。）を活用して就職氷河期世代の安定した職業に就いていない者（県内の事業所に勤務する者を除く。）を正規雇用労働者として新たに雇い入れ、かつ、1年以上にわたり継続して雇用する県内事業主に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

第2 定義

1 事業主

この要綱において「事業主」とは、事業の経営の主体である個人又は法人若しくは法人格のない団体であつて、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行うものをいう。

2 県内事業主

この要綱において「県内事業主」とは、県内に本店又は主たる事業所を有する事業主をいう。

3 紹介機関

この要綱において「紹介機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 公共職業安定所
- (2) 地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）
- (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第10項に規定する職業紹介事業者又は船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第4項に規定する無料船員職業紹介事業者（氷河期コース助成金の支給に関し厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示しているものに限る。）

4 就職氷河期世代

この要綱において「就職氷河期世代」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 令和4年度に雇い入れた場合は、雇入れ日において、35歳以上55歳未満の者であること。
- (2) 令和5年度に雇い入れた場合は、昭和43年4月2日から昭和63年4月1日までの間に生まれた者であること。

5 安定した職業

この要綱において「安定した職業」とは、期間の定めのない労働契約であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じであるものをいう。

6 正規雇用労働者

この要綱において「正規雇用労働者」とは、次のいずれにも該当する労働者をいう。

- (1) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- (2) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間(週30時間以上)と同じ労働者であること。
- (3) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

7 中小企業事業主

この要綱において「中小企業事業主」とは、その資本金の額若しくは出資の総額(以下「資本金等の額」という。)が3億円(小売業(飲食店を含む。以下同じ。)又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)を常態として超えない事業主をいう。

なお、小売業、サービス業、卸売業及びその他の業種の区分は、別表に定めるところによる。

第3 交付対象事業主及び交付金額等

1 交付対象事業主

助成金の交付の対象となる事業主(以下「交付対象事業主」という。)は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する県内事業主とする。

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当する求職者を、紹介機関の紹介により、令和4年4月1日以後の日に正規雇用労働者として新たに雇い入れた事業主であること。
 - ア 雇入れの日において、就職氷河期世代に該当する者
 - イ 雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、雇入れの日の前日から起算して

過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者。ただし、妊娠、出産又は育児を理由として正規雇用の職を離職した者でないこと。

ウ 紹介機関による紹介の日（以下「紹介日」という。）において、安定した職業に就いていない者であって、紹介機関において個別支援等の就労に向けた支援を受けている者

エ 紹介日において、県内の事業所に勤務する者でない者

オ 正規雇用労働者として雇用されることを希望する者

(2) (1)の雇入れの日から起算して1年以上にわたりその対象者（以下「対象労働者」という。）を継続して雇用し、かつ、規則第4条に規定する交付の申請の日において対象労働者を現に雇用している事業主であること。

(3) (1)の雇入れにより氷河期コース助成金の支給要件に該当し、和歌山労働局長から氷河期コース助成金の第1期及び第2期のそれぞれにつき満額の支給決定を受けた事業主であること。

2 交付金額

交付対象事業主に交付する助成金の額（以下「交付金額」という。）は、次表の左欄に掲げる事業主の区分ごとにそれぞれ右欄に定める額とする。

事業主の区分	交付金額
中小企業事業主	40万円
中小企業事業主以外の事業主	30万円

3 交付回数等

助成金の交付は、1事業主につき1回限りとし、その金額は、雇い入れた対象労働者の数に関わらず、2に定める額とする。

第4 交付申請の添付書類の様式等

助成金の交付申請は、規則別記第1号様式による交付申請書に、次に掲げる書類を添え、所定の期限までに知事に提出することによって行うものとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
和歌山県就職氷河期世代正規雇用促進助成金雇用実績報告書	別記様式	1部	令和7年2月28日
氷河期コース助成金に係る第1期及び第2期支給決定通知書の写し		各1部	
氷河期コース助成金に係る第1期及び第2期支給申請書（添付書類一式を含む。）の写し		各1式	
紹介機関による紹介日が分かる書類の写し		1部	

紹介日において県内の事業所に勤務する者でない者であることが分かる書類の写し		1部	
本店又は主たる事業所の所在地が分かる書類の写し		1部	
助成金の振込先口座及び口座名義が分かる通帳の写し（表紙、1ページ及び2ページ（見開きに限る。））		1部	
その他知事が必要と認めるもの		各1式	

第5 助成金の実績報告及び額の確定

1 実績報告

助成金の実績報告は、規則第13条の規定に関わらず、規則第4条の規定による補助金等の交付申請によって報告されたものとみなす。

2 額の確定

助成金の額の確定は、規則第14条の規定に関わらず、規則第5条の規定による補助金等の交付決定をもって確定したものとみなす。

第6 交付決定の取消し等

1 氷河期コース助成金の支給決定の取消し等に関する報告等

助成金の交付決定を受けた事業主は、次のいずれかの事由が生じたときは、速やかに知事に報告するものとする。

- (1) 和歌山労働局長から氷河期コース助成金の支給決定の取消しを受けたとき。
- (2) 和歌山労働局長から氷河期コース助成金の返還を求められたとき。

2 交付決定の取消し及び返還命令

知事は、助成金の交付決定を受けた事業主が次のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すとともに、既に交付した助成金があるときは、規則第18条の規定により期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 和歌山労働局長から氷河期コース助成金の支給決定の取消し又は返還命令を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 交付申請の日において第3の1に定める交付対象事業主の要件を満たしていなかったことが判明したとき。

第7 助成金の経理等

助成金の交付を受けた事業主は、助成金に係る収支の状況に関する帳簿及び関係書類を

その交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和2年4月1日以後に雇い入れた対象労働者に係る助成金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の第3の1(1)ただし書の規定は、同日以後に雇い入れられた者について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、第3の1(1)ただし書の規定は、令和5年4月1日以後に雇い入れた者について適用する。

別表（第2の7関係）

業種	日本標準産業分類（平成25年10月30日付け総務省告示第405号）における該当分類項目
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業）

	<p>小分類 416 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)</p> <p>大分類 K (不動産業、物品賃貸業)のうち</p> <p>小分類 693 (駐車場業)</p> <p>中分類 70 (物品賃貸業)</p> <p>大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業)</p> <p>大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)のうち</p> <p>中分類 75 (宿泊業)</p> <p>大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業)</p> <p>ただし、小分類 791 (旅行業)は除く。</p> <p>大分類 O (教育、学習支援業) (中分類 81、82)</p> <p>大分類 P (医療、福祉) (中分類 83~85)</p> <p>大分類 Q (複合サービス事業) (中分類 86、87)</p> <p>大分類 R (サービス業〈他に分類されないもの〉) (中分類 88~96)</p>
卸売業	<p>大分類 I (卸売業、小売業)のうち</p> <p>中分類 50 (各種商品卸売業)</p> <p>中分類 51 (繊維・衣服等卸売業)</p> <p>中分類 52 (飲食料品卸売業)</p> <p>中分類 53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)</p> <p>中分類 54 (機械器具卸売業)</p> <p>中分類 55 (その他の卸売業)</p>
その他の業種	上記以外のすべて